

平成27年度

6月臨時いわき市教育委員会議事録

平成27年6月17日（水）

6 月 臨 時 教 育 委 員 会 記 録

- 1 開会年月日 平成27年 6 月17日(水) 午前 8 時30分

- 2 開催場所 教育委員室

- 3 出席委員 教育長 吉 田 尚
教育長職務代理者 馬 目 順 一
委 員 蛭 田 優 子
委 員 山 本 もと子
委 員 根 本 紀太郎

- 4 欠席委員 な し

- 5 説明のために出席した者の氏名
教育部長 増 子 裕 昭
教育部次長兼総合調整担当 鈴 木 隆
教育政策課長 松 島 良 一
学校教育推進室学校教育課長 草 野 仁 彦
事務局統括主幹兼教育政策課長補佐 木 村 晴 彦
学校教育推進室学校教育課長補佐 太 則 子
学校教育推進室学校教育課管理主事 塚 本 英 樹
学校教育推進室学校教育課主任主査 玉 澤 淳

- 6 書 記 教育政策課主任主査兼総務係長 草 野 康 弘

- 7 閉 会 午前 9 時

会議の概要

教育長 ただいまから、平成27年度6月臨時いわき市教育委員会を開会いたします。

欠席委員の通告はありません。書記には草野主任主査(兼)総務係長を任命いたします。会期は本日限りとします。議事録への署名は、本日出席された委員の皆様をお願いいたします。

議事に入る前に、会議の公開について委員の皆様にお諮りいたします。本日の議案は、使用教科用図書採択に関する案件及び人事に関する案件と極めて重要な議案でございます。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項ただし書及びいわき市教育委員会会議規則第14条の規定に基づき、出席委員の3分の2以上の多数で議決したときは、非公開とすることができることとなっております。

ここで、お諮りいたします。今回の会議は教科用図書採択に関する案件及び人事に関する案件であり、非公開とし、関係者のみで実施することとしてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

教育長 異議なしと認めますので、本日の会議は非公開で実施いたします。

教育部長、教育部次長、教育政策課長、学校教育課長、統括主幹兼課長補佐、学校教育課長補佐、学校教育課管理主事、学校教育課主任主査 の出席を認めます。

それでは、議事に入ります。議案第1号 平成28年度使用教科用図書採択要項について、学校教育課長をお願いします。

学校教育課長 資料1頁をお開きください。

議案第1号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第21条第6号の規定に基づき、平成28年度使用教科用図書採択要項について、次のとおり定める。平成27年6月17日提出 いわき市教育委員会 教育長。

〔議案第1号 平成28年度使用教科用図書採択要項について〕説明〕

教育長 ただいまの説明に対して、質疑ございますか。

〔教育委員より質疑〕

教育長 ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

教育長 なければ、議案第1号は原案のとおり承認してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

教育長 それでは、議案第1号は原案のとおり可決いたします。

次に移ります。議案第2号 平成28年度使用教科用図書採択地区選定委員会委員の委嘱について、学校教育課長お願いします。

学校教育課長 資料2頁をお開きください。

議案第2号 平成28年度使用教科用図書採択地区選定委員会委員の委嘱について、平成28年度使用教科用図書採択要項に基づき、次の者を平成28年度使用教科用図書採択地区選定委員会委員に委嘱する。平成27年6月17日提出、いわき市教育委員会 教育長。

〔「議案第2号 平成28年度使用教科用図書採択地区選定委員会委員の委嘱について」説明〕

教育長 ただいまの説明に対して、質疑ございますか。

〔教育委員より質疑〕

教育長 ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

教育長 なければ、議案第2号は原案のとおり承認してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

教育長 それでは、議案第2号は原案のとおり可決いたします。

次に移ります。議案第3号 平成28年度使用教科用図書採択地区選定委員会調査員会調査員の委嘱について、学校教育課長お願いします。

学校教育課長 資料3頁をお開きください。

議案第3号 平成28年度使用教科用図書採択地区選定委員会調査員会調査員の委嘱について、平成28年度使用教科用図書採択要項に基づき、次の者を平成28年度使用教科用図書採択地区選定委員会調査員会調査員に委嘱する。平成27年6月17日提出、いわき市教育委員会 教育長。

[「議案第3号平成28年度使用教科用図書採択地区選定委員会調査員会調査員の委嘱について」説明]

教育長 ただいまの説明に対して、質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

教育長 なければ、議案第3号は原案のとおり可決してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

教育長 それでは、議案第3号は原案のとおり可決いたします。

教育長 つづきまして、議案第4号ですが、人事案件に関することですので、学校教育課職員は退席願います。

それでは、議案第4号 臨時に代理した教育事務の承認を求めることについて 教育政策課長説明をお願いします。

教育政策課長 臨時に代理した教育事務の承認を求めることについて 教育委員会の権限事務の一部を教育長に委任し、又は臨時に代理させる規則（昭和46年いわき市教育委員会規則第3号）第4条第1項の規定に基づき、次のとおり代理したので、同条第2項の規定により教育委員会の承認を求め。平成27年6月17日提出 いわき市教育委員会 教育長

[「議案第4号 臨時に代理した教育事務の承認を求めることについて」説明]

教育長 ただいまの説明に対して、質疑ございますか。

[教育委員より質疑]

教育長 ほかにございますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

教育長 なければ、議案第4号は原案のとおり承認してよろしいでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

教育長 それでは、議案第4号は原案のとおり承認いたします。

教育長 以上で、平成27年度6月臨時教育委員会を閉会いたします。